

第2節 騒音・振動

騒音は、「好ましくない音」、「不必要な音」の総称で、各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり、その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり、同じ音でもある人には心地よく、また別の人にはそうでないこともあるため、感覚公害といわれます。

振動は、工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類、道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので、騒音と同様に感じ方には個人差があります。

1 環境騒音の監視

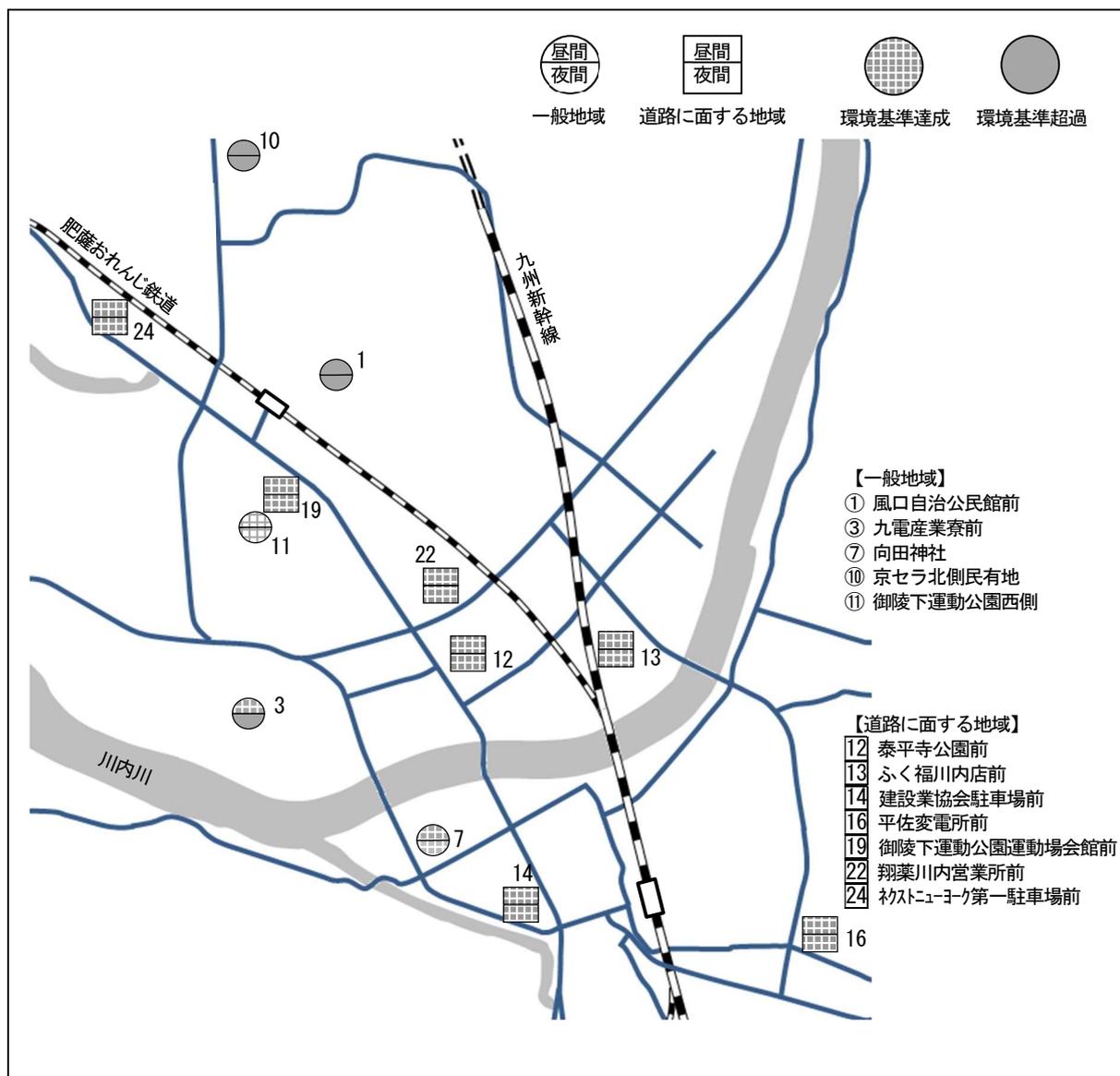
環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するために望ましい基準（環境基準）が、地域類型ごとに定められています。〔資料3-1〕

本市では、川内地域及び入来地域の用途地域で環境基準が設定されています。

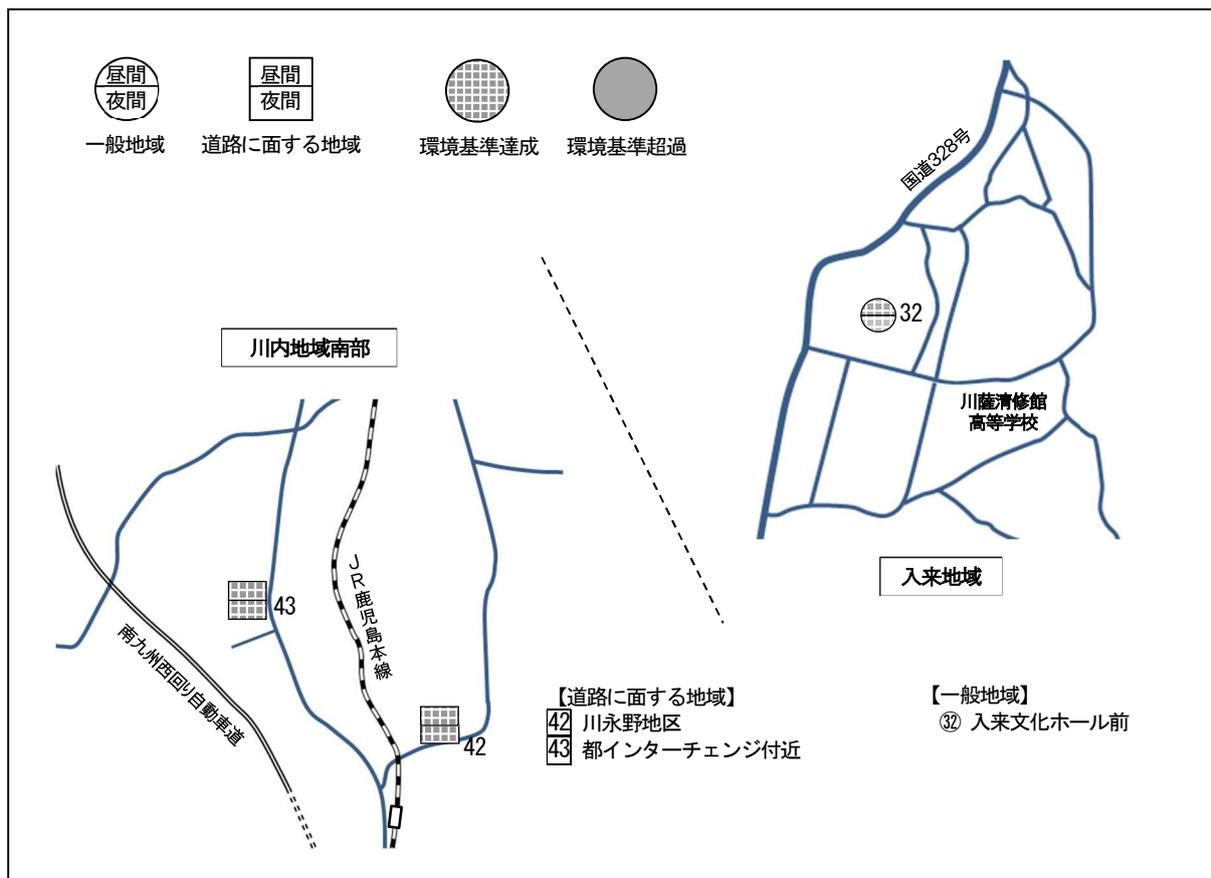
令和6年度は、市内15地点（一般地域6地点、道路に面する地域9地点）で調査を行い、環境基準適合率（昼間・夜間ともに達成）は、一般地域で50%、道路に面する地域（道路端）で100%でした。〔資料3-12、3-13〕

また、南九州西回り自動車道の整備に伴う経年変化を把握するため、道路に面する地域の評価基準を準用して、川内地域南部の2地点で調査を行っています。〔資料3-12、3-13〕

図表 3-10 環境騒音調査の状況（川内地域）



図表 3-11 環境騒音調査の状況（川内地域南部、入来地域）



2 自動車騒音の監視

自動車騒音については、騒音規制法により地域や車線等に合わせた限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して、騒音の対策等に関する意見陳述又は要請ができることになっています。〔資料3-5〕

令和7年度に実施した自動車騒音の常時監視結果では、要請限度内でした。〔資料3-14〕

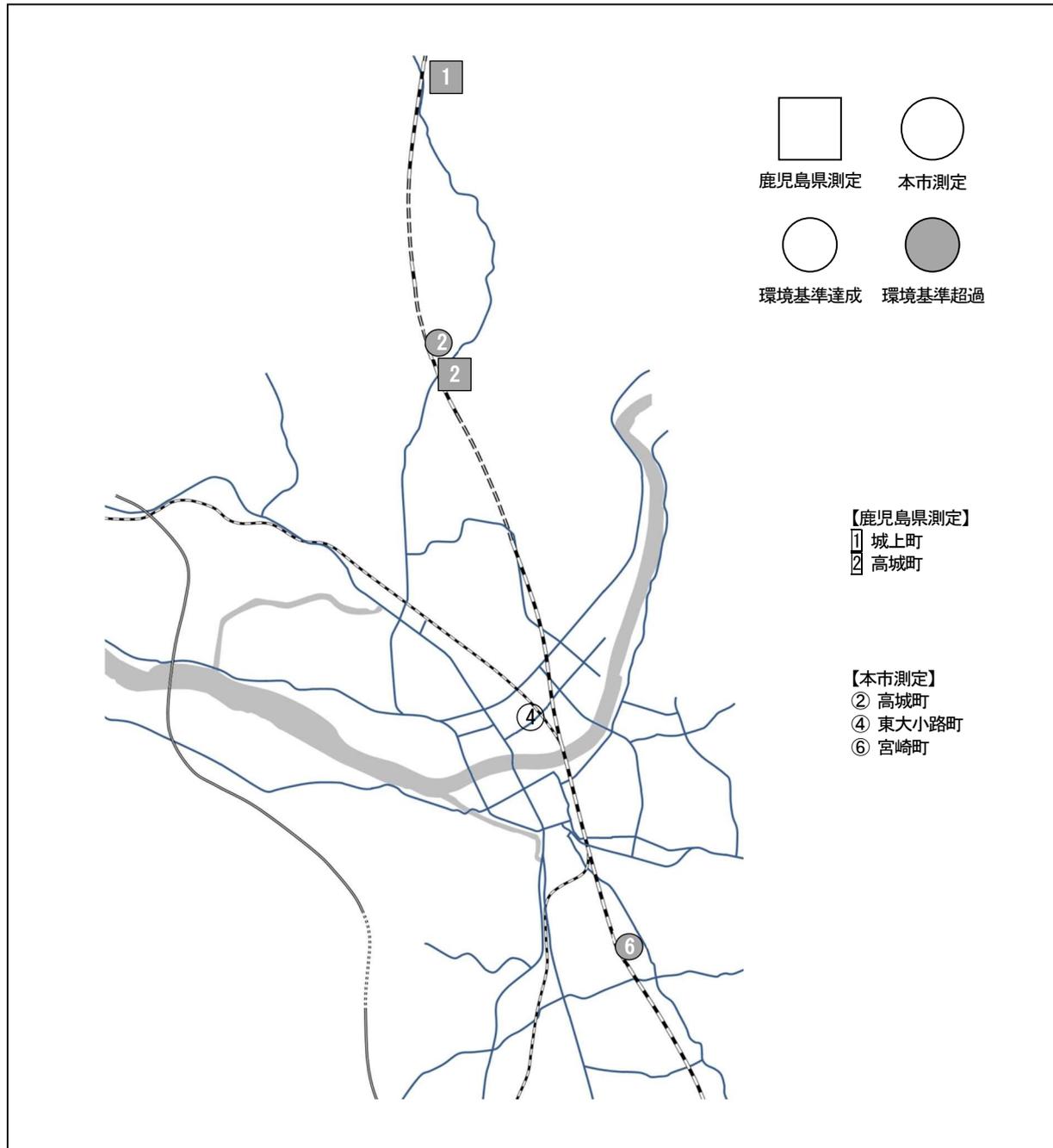
3 新幹線鉄道騒音・振動の監視

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値が定められています。〔資料 3-2〕

鹿児島県は令和 6 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 2 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は 0% でした。〔資料 3-15〕

また、本市においても令和 6 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 3 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は 33% でした。〔資料 3-15〕

図表 3-12 新幹線騒音測定調査の状況



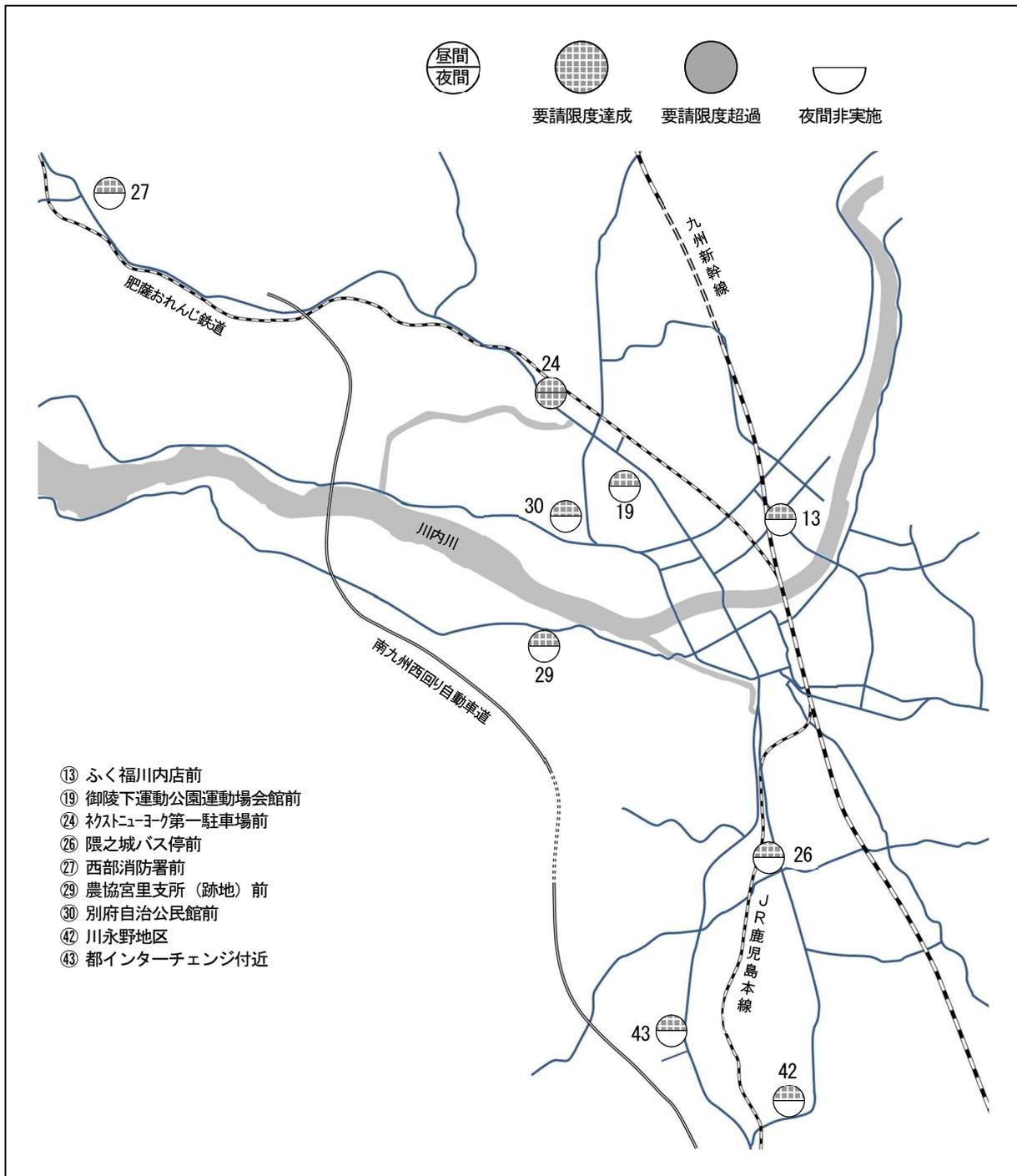
4 道路交通振動の監視

道路交通振動については、振動規制法により地域ごとにその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して、振動の対策等を要請できることになっています。〔資料3-11〕

道路交通振動は、市内14地点で調査を実施しており、うち3地点は毎年測定を行っていますが、残りの11地点については5地点と6地点に分け、1年おきに測定を行っています。

令和6年度は9地点で測定を実施しましたが、要請限度を超過する地点はみられませんでした。〔資料3-16〕

図表 3-13 道路交通振動調査の状況



5 発生源対策

(1) 騒音に係る規制

ア. 工場・事業場

騒音規制法に基づく特定施設及び薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する騒音について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔資料3-3、3-17、3-20〕

イ. 建設作業

騒音規制法に基づく特定建設作業（特定の機器を使用する建設作業）を行う者は事前の届出義務があり、騒音の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺的生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔資料3-4、3-19〕

ウ. 深夜営業、拡声機

鹿児島県公害防止条例及び薩摩川内市環境保全条例では、飲食店等の深夜営業に係る騒音の規制基準を定めており、苦情が発生した場合は県等と共同で調査を行い、騒音防止の指導を行います。

また、拡声機の使用に関しては、鹿児島県公害防止条例及び薩摩川内市環境保全条例により各種の制限があり、苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行います。

〔資料3-6～3-8〕

(2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

ア. 工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する振動について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔資料3-9、3-18、3-20〕

イ. 建設作業

振動規制法に基づく特定建設作業（特定の機器を使用する建設作業）を行う者は事前の届出義務があり、振動の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺的生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔資料3-10、3-19〕

第3節 悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ、その感じ方は個人差があることから、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり、その刺激の強さと人間の嗅覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

1 悪臭の監視

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業などがあり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

令和6年度は、市内の4事業場について悪臭測定を行いました。その結果、これらの事業場について特定悪臭物質の規制基準の超過はみられませんでした。

〔資料4-2～4-4〕

2 発生源対策

(1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり、本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け、昭和49年12月11日から規制が始まりました。

悪臭の規制は、悪臭防止法で定められた22物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが、他の公害規制と違い、特定の施設のみ適用されるものではなく、特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり、事前の届出は必要ありません。

また、悪臭防止法の改正により平成8年4月から、人間の嗅覚により臭いの程度を数値化する臭気指数による規制もできることとなっており、県内では、平成15年7月から鹿児島市が、平成22年4月から出水市、さつま町が、平成27年10月から霧島市がこの臭気指数による規制を行っています。

〔資料4-1、4-6、4-7〕

(2) 条例に基づく規制

薩摩川内市環境保全条例では、著しく悪臭が発生するおそれのある要保全施設を設置する者について、事前に届出をさせるとともに、その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

〔資料4-5〕